〇紀南地方老人福祉施設組合財政調整基金条例

(平成8年2月26日 条 例 第 2 号)

改正 平成12年2月21日条例第2号 平成17年4月1日条例第3号 平成23年2月7日条例第1号

(設置)

第1条 財政の健全な運営に資するため、紀南地方老人福祉施設組合財政調整基金(以下「基金」 という。)を設置する。

(積立て)

- 第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。
 - A 地方財政法(昭和23年法律第 109号。以下「法」という。)法第4条の3第1項の規定による積立てにあっては、当該年度の紀南地方老人福祉施設組合一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額
 - → 法第7条第1項の規定による剰余金の積立てにあっては、当該剰余金の2分の1を下らない金額で予算で定める額

(管理)

- 第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。 (運用益金の処理)
- 第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。 (繰替運用)
- 第5条 管理者は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。 (処分)
- 第6条 次の各号の1に該当する場合は、基金の全部又はその一部を処分することができる。
 - (1) 基金の目的達成のため必要なとき。
 - (2) 基金の目的が消滅したとき。

(委任)

第7条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則(平成8年2月26日条例第2号)

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 この条例施行前の積立金に属していた現金、有価証券は、第1条に規定する基金に属する基金とする。

附 則 (平成12年2月21日条例第2号)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成17年4月1日条例第3号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成23年2月7日条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において紀南地方老人福祉施設基金の設置、管理、及び処分に関する条例(平成8年紀南地方老人福祉施設組合条例第2号)に基づく基金に属していた現金、有価証券その他の財産は、施行日において、第1条に規定する基金により積み立てられた基金とみなす。